

板橋区立加賀小学校

危機管理マニュアル

【震災編のみ抜粋】

本資料は、学校保健法第29条に基づき、板橋区立加賀小学校で策定している「危機管理マニュアル」のうち、震災編のみ抜粋したものととなります。板橋区立学校では、子どもたちが在校時において、震度5弱以上の地震が発生した際には、原則として保護者に引き渡すことになっています。本資料の公開にあたっては、学校と地域、保護者の皆様が震災発生時の対応について共有することで、子どもたちの安心・安全確保につなげていくことを目的としています。

危機管理の基本事項

1 本校における危機管理の原則

本校における危機管理は、以下の事項を基本原則とする。

- (1) 子供の生命、安全の確保を第一とする。
- (2) 指揮・命令、報告・連絡の徹底を図り、学校全体として組織的な対応を行う。
- (3) 地域、保護者や関係機関と密接な連携を図り、一体となって対応する。

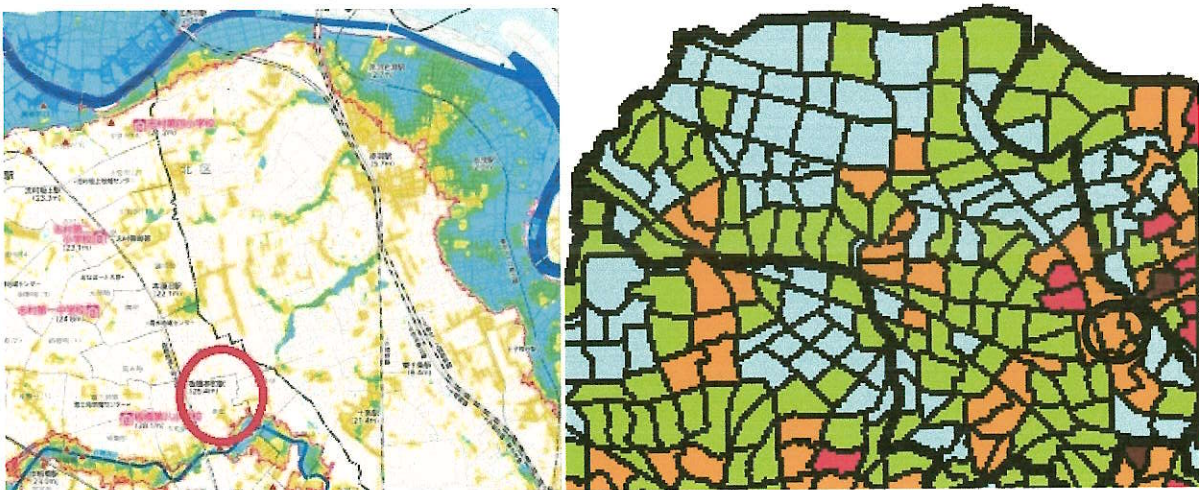
本マニュアルに定めのない事態が発生した場合などは、個々の状況・場面に応じて、この基本原則に則って最も適切と考えられる措置を取るものとする。

2 地域、学校、学区の現状

本校の学区は、板橋区の南部に位置する武蔵野台地上にある。そのため、北部の荒川の氾濫の被害は、過去の資料から見られない。学区内には石神井川が流れているが、学校はその河岸段丘上であり石神井側の水害の影響も少ないと思われる。これらのことから、水害の被害に遭いにくい地域と言える（左下「板橋区洪水ハザードマップ」参照）。

地震に関しては、表層が約5 m以上の火山灰質粘性土からなる地盤で揺れにくく液状化しにくい地盤であり、地震災害にも比較的強いと思われる。しかし学校の周囲は住宅に囲まれており、学区西部に区内でも大きな商店街もあるため、大地震の際の火災に関しては注意が必要な地域ではある。そのため、大地震の際の第三次避難場所の選定は重要である（右下「東京都都市整備局火災危険度ランク図」参照）。

本校の学区内には、学校北部に環状七号線、学校西部に国道17号線が走り、それらが交差する大和町交差点もあり、またそれらにつながる抜け道も学区内を貫いている。それらの事情から、子どもの生活圏は交通事故の危険性が高いと考えられる。そのため、日頃からの指導が必要である（次ページ「警視庁交通事故発生マップ」参照）。



5 地震・災害時の対応

(1) 地震及び火災・風水害発生時の対応方法

①震度5弱以上の地震発生時

- ア 原則として保護者による引き取りとする。
- イ 都・区単位での指示が出た場合は、それらの指示を優先とする。

②登下校時の地震発生

- ア へいや高い建物の近くには近づかない。
- イ なるべく広い場所に避難する。地震がおさまっても、余震の可能性があるので、しばらくじっとしている。
- ウ 地震後のとるべき行動
 - ・判断する…学校に行った方が安全か、家に行った方が安全か判断して行動する。
(登校班はバラバラにならないこと)
 - ・大人にきく…判断できないときは、近くに大人がいるときは相談してみる
 - ・動かずに待つ…それもできない時は、あわてないで、安全だと思われる所で待っている。

③授業時の地震の発生

- ア あわてて外に飛び出したりせず机の下に身を入れ頭を防護する。机の脚をしっかり持つようにする。
- イ 先生の指示により、校庭に避難する場合は火災時の避難に準ずる。
- ウ 避難は落下物から身を守るために防災頭巾・ヘルメットを使用する。

④休み時間・放課後の地震発生

- ア 教室、廊下、体育館にいた場合
 - ・教室にいた場合は、ただちに机の下に身を寄せる。
 - ・廊下にいた場合は、もよりの教室に入り、机の下に身を寄せる。
 - ・体育館にいた場合は、ガラス窓から離れ、中央に身を伏せ(蛍光灯などの下は避ける)放送及び先生の指示に従う。
 - ・便所等にいた場合は、ドアを開き、その場で地震が終了するのを待ち、放送及び先生の指示に従う。
- イ 校庭等にいた場合
 - ・校舎や塀から離れ、頭を守って校庭中央に静かに集まり伏せる。
両手、両足をつき、安定した姿勢をとらせる。
 - ・地震がおさまりしだい放送及び先生の指示に従う。

⑤授業時及び休み時間の火災発生

- ア 教室、廊下、体育館にいた場合
 - ・火災の発生場所を確認し、放送で児童に周知する。
 - ・避難訓練等により、発生場所によって避難経路が変わることを指導しておく。
 - ・放送機器が使えない場合、主事を中心に、校内を回り児童に周知する。
 - ・「お、か、し、も、ち」を守り、口と鼻をハンカチ等で覆い安全な場所に避難する。
- イ 校庭等にいた場合
 - ・火災発生場所から離れ、静かに集まり伏せる。
 - ・学級がそろい次第、放送及び先生の指示で整列し、人数の確認を行う。
- ウ 三次避難が必要な場合
 - ・火災が広がり、校庭で待機しているのが危険な場合は稲付西山公園、又は帝京高等学校グラウンドに三次避難する。
 - ・児童が避難を始める前に、教職員が経路の安全を確認し、児童管理の担当に伝える。
 - ・避難した後人数確認を行い、安全が確保されるまで避難場所で待機する。

（２）風水害発生時の対応方法

台風が接近すれば警戒を強めるなど、時間的な推移に伴い、対応が変化していく点で、突発的に生じる震災とは異なる。ややもすると台風や豪雨の襲来は予想ができること等から安易に考えがちであるが、風水害等への対策もしっかりと行い、被害を最小限に止めるように準備しておく。
風水害等への対応については、震災と同じ自然災害として、基本的には震災に準じて行う。

□ア 気象警報発令時の対応方法

気象警報の発令に応じて地震発生時と同様に対応する。

□イ 保護者あて通知、学校関係者への連絡

警報が出た時の対応としては地震と同様に年度当初に通知文を出し、年間を通じて同じようにということを周知する。

□ウ 緊急連絡メールの配信

緊急連絡メールの配信は管理職（校長・副校長が行う）

（緊急連絡メール未登録者への対応）

□エ 学校ホームページの更新

学校ホームページへの風水害への対応は、原則として事後に掲載する。ホームページを利用して保護者への連絡を行うものとはしない。

□オ 教育委員会への状況報告

教育委員会へは、学校の状況を適宜報告するとともに、対応については指示を仰ぐ。

（３）保護者への連絡方法と引き渡し方法

- ①年度当初に大きな災害発生後の連絡方法については、保護者に知らせる。
- ②各教室での、担任との確認の上での保護者への引き渡しを原則とする。
- ③年度初めに児童引き渡し名簿と引き渡し票とを作成して、備えておく。
- ④年に１回、１学期に引き渡し訓練を実施し、引き渡し方法を共通理解する。

6 避難所運営への協力

（１） 避難所開設・運営支援の基本方針（本校の果たす役割）

本校に避難所が設置された場合、教職員は、児童の安全確保及び学校機能の維持・教育活動の早期再開を最優先としつつ、施設管理者として避難所の設置・運営に協力する。

（２） 避難所開設・運営支援の実施事項

本校に避難所が開設される場合の対応については、別途、板橋区危機管理部地域防災支援課と事前協議により定めた「避難所運営マニュアル」に従うものとする。

校長は、板橋区災害対策本部より開設する旨の連絡を受けた場合、避難所支援担当の教職員に指示して、避難所運営マニュアルにある対応を行う。